

四日市市上下水道局管理規程第8号

四日市市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月9日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業給水条例施行規程(昭和35年9月30日水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利害関係人の同意書の提出)</p> <p>第7条 条例第10条第2項の利害関係人の同意書は次のとおりとする。</p> <p>(1) 他人の家屋又は土地内にあるいはこれ等を通して給水装置を設けようとするとき <u>(第3号に規定する場合を除く。)</u> は、当該家屋又は土地所有者の承諾書</p> <p>(2) 他人の所有する給水管(以下「本管」という。)から分岐して給水管(以下「支管」という。)を設けようとするとき <u>(次号に規定する場合を除く。)</u> は、本管所有者の承諾書</p> <p>(3) <u>民法(明治第29年法律第89号)第213条の2又は第213条の3の規定により、他人の家屋又は土地内にあるいはこれ等を通して給水装置を設けようとするとき又は本管から分岐して支管を設けようとするときは、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書</u></p>	<p>(利害関係人の同意書の提出)</p> <p>第7条 条例第10条第2項の利害関係人の同意書は次のとおりとする。</p> <p>(1) 他人の家屋又は土地内にあるいはこれ等を通して給水装置を設けようとするときは、当該家屋又は土地所有者の承諾書</p> <p>(2) 他人の所有する給水管(以下「本管」という。)から分岐して給水管(以下「支管」という。)を設けようとするときは、本管所有者の承諾書</p>

(4) その他特別の理由があるときは、
利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

2 前項第2及び3号の本管所有者が移転又は廃止する場合において支管所有者が装置の改造又は本管取得の手続をしないときはその支管の使用を廃止したものとみなす。

(3) その他特別の理由があるときは、
利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

2 前項第2号の本管所有者が移転又は廃止する場合において支管所有者が装置の改造又は本管取得の手続をしないときはその支管の使用を廃止したものとみなす。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)